

令和 6 年 度 第 1 回

堺 市 景 観 審 議 会

日時 令和 6 年 7 月 4 日 (木)
午前 1 0 時 3 0 分

場所 堺市役所本館地下 1 階 多目的室

都 市 景 観 室

○出席委員（11名）

会 長 中 嶋 節 子
委 員 梶 哲 教
委 員 宮 川 智 子
委 員 天 野 隆 次
委 員 小 野 伸 也
委 員 桑 原 裕 司

副会長 倉 方 俊 輔
委 員 花 田 眞理子
委 員 寺 地 洋 之
委 員 綿 谷 賢 治
委 員 西 川 知 己

○案件

会長及び副会長の選出について

議第1号 堺市景観計画の変更について（諮問）

○司会（大石主幹）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和6年度第1回堺市景観審議会を開催させていただきます。

本日の司会をさせていただく、都市景観室主幹の大石と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方はお手数ですが、電源をお切りいただくようお願いいたします。

本日は、当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきます。

大阪学院大学准教授の梶委員でございます。大阪公立大学大学院教授の倉方委員でございます。京都大学大学院教授の中嶋委員でございます。大阪府環境農林水産総合研究所客員研究員の花田委員でございます。和歌山大学教授の宮川委員でございます。公益社団法人大阪府建築士会特任顧問の寺地委員でございます。堺市自治連合協議会副会長兼書記の天野委員でございます。大阪屋外広告美術協同組合副理事長の綿谷委員でございます。堺市議会議員の小野委員でございます。堺市議会議員の西川委員でございます。大阪府警察堺市警察部総務課長の桑原委員でございます。本日は、関西大学准教授の林委員につきましては、本日、所要のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

また、本審議会の会議については公開することになっております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。建築都市局長の休場でございます。都市計画部長の齋藤でございます。都市景観室長の小田でございます。

続きまして、本日の資料が8点ありますので、確認させていただきます。1点目が「会議次第」、2点目が「配席図」、3点目が「堺市景観審議会委員名簿」、4点目が「議案書」両面印刷で3枚、5点目が「議案書別冊堺市景観計画(改定案)」冊子で1部、6点目が「資料1パブリックコメント意見の対応について」両面印刷で2枚、7点目が「参考資料1前回審議会での委員意見への対応について」両面印刷で2枚、8点目が「参考資料2堺市景観計画(改正案)についてのご意見等をふまえた修正点」両面印刷で3枚となります。不足の資料は、ございませんでしょうか。

本日は、委員委嘱後、初めての審議会でございますので、会長・副会長の選出をしていただきます。つきましては、慣例により、事務局から会長選出のために、座長を選出させていただきます、審議に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、事務局から座長を指名させていただきます。恐れ入りますが、天

野委員に座長をお願いいたします。天野委員よろしくをお願いいたします。

○天野座長

只今、ご指名をいただきました天野でございます。ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。それでは、会長の選出につきましてお諮りいたします。本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出について、どなたかご意見ございませんか。

○花田委員

これまでの景観審議会でも副会長をされた、中嶋委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○天野座長

只今、花田委員から、会長に中嶋委員というご推薦がありました。他にご意見はございませんか。それでは、中嶋委員に会長をお願いすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議が無いようですので、中嶋委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、これをもちまして、以後の議事進行は会長をお願いいたします。ありがとうございました。

○司会(大石主幹)

それでは、中嶋会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○中嶋会長

ただいま会長を仰せつかりました京都大学の中嶋と申します。改めてご挨拶させていただきます。前期まで副会長を務めさせていただいておりまして、堺市さんの景観計画の改定ということにずっと関わらせていただきました。その大詰めが今日で、これからは改定された景観計画をどういう風に運用していくか、市民の皆様に周知していくかというそういう段階に入るかと存じます。みなさまと一緒に色々な事を考えてより堺の景観が良くなるように頑張っていきたいと思いますので、みなさまのご協力のほどよろしくお願いいたします。では、会議の進行にうつらせていただきます。まず始めに、副会長の選出について、お諮りいたします。副会長の選出につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。副会長の選出について、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○宮川委員

副会長は、建築史や建築意匠について豊富な識見があり、堺市景観賞の審査委員も経験しておられる倉方委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○中嶋会長

他にご意見はございませんか。倉方委員に副会長をお願いすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議が無いようです。副会長には、倉方委員が選出されました。よろしくお願いいたしま

す。それでは、倉方副会長から一言お願いします。

○倉方副会長

倉方でございます。よろしくお願いいたします。元々は大阪市立大学で大阪市内に職場があったんですけども、去年4月に合併をいたしまして、大阪公立大学になりました。それもあって堺市に来ることが去年くらいからすごく多くなりました。景観賞の方でも本当に堺市というのがいろんなこう良い場所の連合体というか、そういうところが堺市の特徴だと思います。そういった堺市がよりよいまちになるように少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋会長

それでは、議事を進めさせていただきます。本日の会議録署名委員は、宮川委員、西川委員にお願いいたします。それでは、本日の案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小田室長）

都市景観室長の小田です。よろしくお願いいたします。昨年度からご報告させていただいておりました「議第1号堺市景観計画の変更について」諮問させていただきます。

本日の諮問に先立ち、これまでの経過をご報告させていただきます。令和4年5月、令和5年3月、7月、10月、12月の景観審議会において、景観計画改定案について議論いただき、令和6年2月の都市計画審議会においても報告いたしました。その後、令和6年3月から4月にかけてパブリックコメントを実施しております。今回、これまでの景観審議会、都市計画審議会及びパブリックコメントで皆様からいただいたご意見を踏まえ、改定案を修正し、本審議会に諮問するものでございます。

はじめに、令和5年12月の景観審議会での主な意見と対応について、参考資料1としてお配りさせていただいております。前回審議会でもいただいた意見については、当日ご説明させていただき、計画に反映いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に堺市景観計画（改定案）に対するパブリックコメントの意見及び市の考え方についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

令和6年3月26日から4月25日までパブリックコメントを実施し、8名の方から15件の意見をいただきました。

1つ目は、33ページ（2）近郊市街地景観の課題についての意見です。「新金岡地域の古い団地のまちなみは、イメージが良くないし、住みたいと思えるような地域の景観ではないと思う。新金岡=団地の街というイメージは変えるべき景観上の課題ではないか。」というものです。この意見に対する市の考え方は、新金岡地区では、昭和40年代を中心とした住宅開発により多くの公的賃貸住宅等が建設されました。現在は更新時期を迎え、建替え等が進んでおり、魅力ある拠点としてのにぎわいや質の高い景観形成が求められています。これを踏まえ、新金岡駅周辺の景観形成の方針を『豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいある景

観』としています。また、住環境の更新や生活環境の魅力向上に向け、新金岡地区活性化推進プランの策定に取り組んでいます。

2つ目は、26ページからの近郊市街地景観及び35ページからの郊外市街地景観についての意見です。「堺市総合防災センターや堺市立総合医療センターについても計画に記載すべきではないか。」というものです。この意見に対し、堺市立総合医療センターについては29ページに「○津久野駅周辺」として説明及び写真を追記します。また、堺市総合防災センターについては36ページの「○美原都市拠点」に説明及び写真を追記します。

3つ目は、45ページ以降の丘陵市街地景観についての意見です。「少子高齢化が著しい泉北ニュータウン地域において古い建築物の建替えを進めるにあたっては、多様な自然風景を生かすため駅周辺以外ではなるべく低層住居を中心とした景観形成を図ってもらいたい。」というものです。この意見に対する市の考え方は、泉北ニュータウンが一層発展し、周辺地域と一体となった持続的な成長を実現するため、「SENBOKU New Design」を策定しました。「より豊かに暮らせるまち」の実現に向け、基本方針の1つに「豊かな緑空間と多様な都市機能が調和したまち」を定め、泉北ニュータウンの価値を高めるための取組を進めています。本計画においても、泉北ニュータウンを含む丘陵市街地の景観形成方針を「活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全」と定め、泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観の保全に加え、公的賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては周辺と調和した魅力的な景観形成を図ることとしています。

4つ目は、66ページの景観形成の推進方策における景観重要建造物の指定についての意見です。「『景観重要建造物』の指定について触れているが、堺市には1件もない。指定しなければならないような魅力的な建造物も景観も存在しないということになるが、このようなところに観光客に来てもらおうと本気で考えているとは思えない。」というものです。この意見に対する市の考え方は、本市には長い歴史を物語る貴重な建造物などの歴史文化資源が今も残っています。それらを生かし地域の特性に応じた魅力を創出するため、必要に応じて景観法や文化財保護法における各種制度を用いてそれらの保全・活用を図ることとします。

5つ目は、71ページ以降の重点的に景観形成を図る地域についての意見です。「『重点的に景観形成を図る地域』等の取り組みについては、都市ブランドの形成の観点からも重要である。幹線道路の両側でルールが異なると、イメージの形成上課題が多いため、幹線道路の両側は同じルールで統一してもらいたい。」というものです。この意見に対する市の考え方は、本計画では、重点的に景観形成を図る地域として百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域を指定しています。このうち百舌鳥古墳群周辺地域は、古墳の静寂さや雄大さを感じられる景観保全を目的に古墳群全体を囲む地域として、土地利用状況や道路、河川、鉄道といった地形地物などから、地域としてのまとまりを勘案して範囲を定めています。また、堺環濠都市地域は、江戸期に形成された環濠都市の面影が残り歴史的なまちなみを有する環濠に囲まれた地域を範

囲として定めています。地域内における市民や事業者の皆様のご協力により景観形成が進むことで、周辺地域においても景観誘導の波及効果が期待できると考えています。

6つ目は、79ページの重点的に景観形成を図る地域のうち堺環濠都市地域についての意見です。「『堺環濠都市』や『環濠都市堺』は歴史的にも学術的にも一般的に長く使われていて広く理解されていると思うが、『環濠エリア』については、堺市として今後も、この用語を使用するのであれば、明確に定義すべきではないか。」というものです。この意見に対する市の考え方は、本計画における環濠都市という表記は、重点的に景観形成を図る地域として『堺環濠都市地域』の区域を指定することから、堺市歴史的風致維持向上計画における環濠都市の表記を踏まえ、堺環濠都市地域としています。なお、各種計画やビジョンでは、かつて環濠に囲まれていた範囲を『環濠エリア』としています。

7つ目は、81ページの堺環濠都市地域における景観形成の方針についての意見です。「今回の景観計画では、歴史的なまちなみや歴史文化景観に配慮するかのように記載しているが、環濠都市北部地区における景観形成の取組も進んでおらず、市として取り組む姿勢がないのではないか。」というものです。この意見に対する市の考え方は、堺環濠都市地域は江戸期に形成された環濠都市の面影を残す歴史的なまちなみを有しています。本市ではこれまでも地域と連携しながら、町家の外観修景の補助など、歴史的なまちなみ再生に向けた事業等を実施し、この地域にふさわしい魅力的な景観形成に取り組んできました。今後とも市民・事業者・行政が協働でまちなみ特性に配慮した景観形成を進めるため、本計画において、方針の1つに堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全しそれらと調和した景観を形成することを定めています。

8つ目は、86ページほか堺環濠都市地域についての意見です。「『大小路筋』の表記について、文久の堺大絵図では『大小路通り』と書かれている。南北の道を示す『筋』を使用した『大小路筋』の表記は、歴史的な名称である大道筋と併用して使うと混乱を招くため、是正すべきではないか。」というものです。この意見に対する市の考え方は、『大小路筋』の名称は市政100周年の記念事業の一つとして、道路をよりわかりやすく親しみやすいものとするため、平成元年度に市内の主要な道路10路線の愛称を公募し、決定したものです。これを踏まえて、本計画において、市道名である『大小路線』と愛称である『大小路筋』の呼び方で記載しています。

9つ目は、その他として『大道筋は、綾之町以北でも道巾は狭くなるが続いている。道路標識の表記について、他では両矢印の大道筋と表記されているのに、錦之町では片矢印の大道筋となっている。間違っていないか確認されたい。』というものです。この意見に対する市の考え方は、『大道筋』の道路標識について、市制100周年の記念事業の一つとして、道路をよりわかりやすく親しみやすいものとするため、平成元年度に市内の主要な道路10路線の愛称を公募し、その際、綾之町西～南半町東までの道路を『大道筋』という愛称にすることが決ま

り、平成2年度に当該標識を設置したものです。なお、錦之町にある道路標識は、その「大道筋」の起点にあることから片矢印の大道筋と表記しています。

10個目の意見は、「竹内・高野・熊野など旧街道が交差し、まちなみが形成されてきた歴史を伝えるため、可能な限りまちなみを保存し、街道の歴史を伝える資料施設を設置してもらいたい。」というものです。この意見に対する市の考え方は、これまで旧街道において、地域の歴史特性を伝えるため案内板や路面シートの設置などを進めてきました。街道の歴史的なまちなみ景観の保全にあたっては、市民・事業者による地域の景観に関する理解や関心を高める必要があるため、引き続き関係自治体と連携し、周知啓発などの取組を進めたいと考えています。

11個目の意見は、「堺環濠都市地域の景観形成方針に『歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。』とあるが、鉄炮鍛冶屋敷の周辺を見ても道路の舗装や電柱の景観が目障りとなるなど市の取組が進んでいないように思う。無電柱化について、景観計画でも記載すべきである。」というものです。この意見に対する市の考え方は、「堺環濠都市地域の景観形成方針については、市民・事業者・行政が景観形成の共通の課題として認識し景観形成を進めるため、今回の改正で定めたものです。また、本市では、防災・安全・景観の観点を踏まえ、計画的かつ迅速な無電柱化を図るため、「堺市無電柱化推進計画」を策定しました。「堺市景観計画」においても、良好な都市景観の創出や地域の魅力向上などの取組が進められているエリアにおける無電柱化の推進は今後取り組むべき課題であるため、67ページ「(3) 公共事業による景観形成」に追記することとします。

12個目の意見は、「歴史的なまちなみが残る堺環濠都市地域について、重要文化的景観の選定を目指すべきだと思う。」というものです。この意見に対する市の考え方は、重要文化的景観の選定については、文化的景観としての重要性や保存に必要な措置を講じる必要があるため、堺市歴史的風致維持向上計画（第2期）において「文化的景観の観点からの価値の把握に努める。」としております。本計画では、堺市歴史的風致維持向上計画を関連計画としており、引き続き連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めることとしています。

また、参考資料2「堺市景観計画（改定案）についてのご意見等を踏まえた修正点」では、パブリックコメントによる計画内容の修正およびその他の修正点について列挙しております。その他の修正点は、内容に変更を加えない程度の文言の微修正などです。

それでは、本日の案件議第1号堺市景観計画の変更について、ご説明いたします。前方のスクリーン及びお手元の議案書別冊堺市景観計画（改定案）を合わせてご覧ください。

本市では、平成23年の景観計画策定から10年以上が経過し、上位計画等の見直しや本市を取り巻く社会情勢の変化に対応する必要があるため、本市の都市像の実現に向けて更なる良好な景観形成をめざすため景観計画を変更することから、堺市景観条例第5条第2項に基づき、本審議会に諮問するものでございます。

今回の変更における主な改正点は次の5つであり、①基本方針の見直し、②地域別景観形成方針の見直し、③公共事業の積極的な景観形成の追記、④堺環濠都市地域の基準強化、⑤その他となっております。

改正案の構成としましては、これまでの計画における取組を継承しつつ、本市の都市像の実現に向けて更なる良好な景観形成をめざすものであるため、計画の構成を大きく変更するものではございません。そのため計画の構成としましては、現行の計画と同様、第1章「はじめに～堺市景観計画について～」、第2章「景観形成の理念・基本方針」、第3章「地域別景観形成方針」、第4章「景観形成の推進方策」としています。

はじめに、第1章では、景観計画の改定の背景や景観形成の意義、計画の位置づけと役割、景観計画の区域について記載しております。

1 項目目の改正の背景では、上位計画の改定や社会情勢の変化に加え、当初の策定から10年以上を経る中で、技術的な進歩やデザインのトレンドなどへの対応、また、重点地域である百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域においてはより積極的に景観形成を図っていく旨について記載しています。

2 項目目の景観形成の意義では、良好な景観が人々の交流と都市の活力を創出することや堺の豊かな歴史文化を強みとした都市ブランド力の向上につながることで、潤いある豊かな生活環境の実現について記載しています。

3 項目目の計画の位置づけと役割では、上位計画である基本計画2025だけでなく、都市計画や歴史的風致維持向上計画などの関連する施策とも連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めることについて記載しています。

4 項目目の景観計画の区域では、市域全域を景観計画の区域とすることを記載しています。

次に第2章では、堺市の景観構造とその成り立ちや景観特性、景観形成の理念、基本方針について記載しています。

1 項目目の堺市の景観構造とその成り立ちでは、堺市の景観が、南部丘陵から台地、平地、海へとつながる「自然景観」、古代から中世、近世、近代そして現代が重なり合う「歴史文化景観」、海から丘陵へと向かい形成された「市街地景観」から成り立つことについて記載しています。

2 項目目の堺市の景観特性では、「自然景観特性」「歴史文化景観特性」「市街地景観特性」さらに「活動による景観特性」について記載しています。

そして、3 項目目で景観形成の理念として「一共に守り、育み、創造する景観文化ー古代から未来へ輝く都市・堺」を設定しています。

また、4 項目目では、景観形成の基本方針を記載しており、基本方針の構成を見直しました。具体的には、「活力ある“都市空間”をつくる」として、都市の魅力を高め、人々の交流をつくり出すことで活力を生み、持続的に発展する都市の実現をめざします。次にそのような都市

の実現に向けて、「“堺文化”の個性を守り育む」として、自然や歴史文化資源を守り育むことで「“堺で暮らす”魅力を高める」として、暮らしや地域の魅力を高め、結果的に市民が愛着をもてるような都市に発展していくという流れで記載することにいたしました。

つづきまして第3章では、本市を大きく7つの特色ある地域に分け、各地域における景観特性や景観形成の目標や方針について記載しております。景観特性や景観形成の方針については、上位計画及び関連計画、現状の景観特性に合わせて、見直し、文言等を修正いたしました。

それでは、都心・周辺市街地景観から順に主な改正点についてご説明させていただきます。スクリーンではわかりやすさのため、平成23年策定の景観計画を更新・修正した箇所について、赤字で表記しています。

25ページ都心・周辺市街地景観の方針では、このエリアの特性であるたぐいまれな歴史文化や都市機能の活用により、多様な主体を惹きつける都心部という観点を追記いたしました。また、大小路線や大道筋についても、ウォークアブルなシンボリック空間の形成や交通結節点のにぎわい空間の創出、魅力的な夜間景観の形成など新たな観点を追記いたしました。さらに、百舌鳥古墳群周辺地域では、令和元年度の世界遺産登録を機に多くの人が訪れるおもてなし空間としての観点を追記いたしました。都心・周辺市街地景観の方針4つ目以降については、大きな改正はなく、文言を微修正しています。

次に、34ページ近郊市街地景観の方針では、中百舌鳥都市拠点についてイノベーション拠点にふさわしい景観とすることを追記、新金岡駅周辺についても、大規模な公的住宅団地の更新を踏まえて、豊かな緑や利便性を活かしたにぎわいの観点を追記、深井駅周辺についても、地域活性化事業が進んでいることを踏まえて、景観資源を活用した交流とにぎわいの観点を追記いたしました。百舌鳥古墳群周辺地域については、都心・周辺市街地景観と同様に、訪れるおもてなし空間としての観点を追記いたしました。

続きまして、40ページ郊外市街地景観及び44ページ田園景観の方針については、大きな改正はなく、文言を微修正しています。

次に、50ページ丘陵市街地景観の方針では、泉北ニュータウンについてこのエリアの特性である「豊かな緑空間と多様な都市機能との調和」の観点や多様な世代で賑わい、交流する拠点形成の観点を追記いたしました。

続きまして、54ページ丘陵地景観の方針については、一部地域で大規模な住宅開発が行われ、新たな景観特性が生じていることを踏まえて、まとまった住宅地に対して周辺の景観への配慮を追記いたしました。

最後に、58ページ臨海市街地景観の方針については、商業機能や親水空間、スポーツ・レクリエーション機能の強化による拠点の形成の観点を追記いたしました。地域別景観形成方針の見直しについては、以上となります。

続きまして第4章では、景観形成推進方策の基本的な考え方として、現行計画と同様に「全

市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」といった3つの取組に分けて記載しております。1項目目の「全市における景観形成」では、大規模建築物等における景観形成基準や公共事業による景観形成、屋外広告物による景観形成について見直しを行いました。

大規模建築物の届出対象はこれまでと同様、建築物では高さが15mを超えるもの、地上6階以上のもの、延べ面積が3,000㎡を超えるもの、これらのいずれかに該当するものを対象としております。工作物についても届出対象規模はこれまで通りとしており変更はございません。大規模建築物の景観形成基準については、これまでの運用における課題や新たな技術、デザインのトレンド等に対応できるよう、一部、基準の見直しを行いましたのでご説明させていただきます。資料はP.62をご覧ください。

前方スクリーンでは、今回の改定で文言を修正した部分や追加した部分を抜粋して赤字で示しています。主な内容としましては、項目「C1-2.敷地の形態・意匠」において、潤いのある道路空間となるよう、敷地への植栽や隣地との境界の工夫により、通りの緑の連続性に努める旨を追記いたしました。項目「C2-3.外壁の色彩」において、より分かりやすい表現として、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーの定義を追記いたしました。

また、ベースカラーの多色使用を防ぐため、見付面積の1/3以上という面積基準を追記、サブカラーのアクセント的な使用を防ぐため、彩度はベースカラーの基準内とするなど、これまで明記していなかった彩度の基準を追記いたしました。あわせて、近年よく見られるイラスト的な壁面やボーダーのような図形を用いた壁面の取り扱いを明確にするため、アクセントカラーとする旨を追記いたしました。

また、ルーバーや建具、ガラス、建築設備等を用いた建築物のデザインに対応するため、外壁の色彩とみなす場合がある旨を追記いたしました。

さらに、これまでは石や木といった自然素材は外壁の色彩とみなさないという除外規定を記載しておりましたが、近年自然素材に似せた人工素材の普及により、自然素材か否かの判断が困難であること、また、自然素材であったとしてもその色彩による圧迫感や突出感は人工色彩と変わらないことを踏まえ、除外規定を削除いたしました。

資料67ページの公共事業による景観形成については、道路や河川、公園、公共建築物などの公共施設・公共空間が、都市景観に大きな影響を与える景観要素であることを踏まえ、それぞれの方針を記載するなど内容の充実をはかりました。資料69ページの屋外広告物による景観形成については、配慮事項として、広告物の掲出位置やデザイン、色使い等への統一感や安全性に配慮した設計とすることなどを追記しました。

次に、2項目目の「重点的に景観形成を図る地域」では、現行の計画で重点地域に位置づけられている堺環濠都市地域について、具体的に区域を設定し、景観形成の方針や基準を定めて誘導対象に中規模建築物を追加するなど、景観誘導の強化を図りました。百舌鳥古墳群周辺地域の景観誘導方針について大きな改正はなく、これまでどおり、景観地区として、この地域に

ふさわしい魅力ある景観形成に努めることとしております。

このエリアの景観形成の目標と方針は変更なく、「壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成」とし、目標を実現するための方針として、1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観の保全、2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観の保全、3. 古墳群と調和した景観の形成、4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観の保全、5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観の保全、を設定しております。

このエリアの景観形成の基準について、大規模建築物の基準と大きく異なる点としては、大規模建築物以外の色彩基準として彩度の基準を設けていますが、その他も含めて、今回の改正で大きな変更はございません。

次に、堺環濠都市地域についてご説明いたします。今回の改正で、具体的な景観誘導の方針を定めています。対象となるエリアは、環濠に囲まれた範囲とし、歴史的風致維持向上計画で重要文化財や指定等文化財、町家等の歴史的建造物が集積している地域として重点区域に位置付けられている堺環濠都市区域と同じエリアを「堺環濠都市地域」として設定いたしました。

そして、このエリアにおいては、景観誘導の対象として大規模建築物だけでなく中規模建築物を追加することで、景観誘導の強化を図ることといたします。景観形成の目標を「類まれな歴史文化や都市機能を活用した本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造」とし、目標を実現するための方針として、1. 様々な都市活動を誘引する都心として活力あふれる魅力的な景観の形成、2. 大小路線(大小路筋)や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観の形成、3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観の形成、4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観の形成、の4つを設定いたしました。

また、このエリアにおける景観形成の基準についても設定いたしました。前方スクリーンで示す黄色で着色した部分が大規模建築物の基準と異なる部分となります。まず、項目「A. 地域特性」では、第2章の景観構造とそのなり立ちで示した3つの「自然景観特性」「歴史文化景観」「市街地景観」といった観点に基づいて配慮すべきこのエリアの特性について記載しております。

【自然特性に関する基準】では、濠の水辺空間や公園・緑地空間を計画に活かす工夫を求めます。【歴史文化特性に関する基準】では、エリア内の歴史的な建築物の意匠などの特性や、町割りや格子状街区といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り配慮することを求めます。【市街地特性に関する基準】では、都心にふさわしい、周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠を求め、中でも、大小路筋や大道筋においては歩いて楽しい沿道景観となるよう、特に低層部のしつらえに工夫を求めます。

項目B以下では、全市域を対象とした大規模建築物に対する景観形成基準をベースに、堺環濠都市地域特有の基準を追記しております。主な内容についてご説明させていただきます。項目「B-1. 周辺との調和」においては、大小路筋や大道筋沿いにおけるウォークアブルな街路空

間や交差点でのにぎわい、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成について記載し、町家が点在する北部などにおいては、昔ながらの低層のまちなみへの配慮といった歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成について記載しております。また、内川・土居川沿いにおける水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成についても記載いたしました。

項目「C 1-2. 敷地の形態・意匠」において、大小路筋や大道筋沿道においては植栽の充実やベンチの設置など、開放的なしつらえとすることについて記載し、町家が点在する北部などにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に合わせるなど、歴史的なまちなみへの配慮に努める旨を記載しております。また、濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化など、水辺空間との連続性を意識する旨を記載いたしました。

項目「C 2-1 建築物の形態・意匠」において、大小路筋や大道筋沿いにおいては、質の高いデザインに努める旨を記載し、家が点在する北部などにおいては、歴史的な建築物にみられる漆喰や板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする旨を記載いたしました。

項目「C 2-3 外壁の色彩」において、大規模建築物だけでなく、中規模建築物についても、色彩基準を定めました。

最後に、3項目目の「住民主体の景観形成に向けた活動」では、住民主体の景観形成の取組において、周知啓発等の観点を充実させた内容となるよう構成の見直しや内容の追記を行いました。

堺市景観計画の変更について、説明は以上となります。

○中嶋会長

はい。御説明ありがとうございました。ただいまの御説明、案件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○天野委員

すみません。

○中嶋会長

はい、天野委員お願いします。

○天野委員

今の説明でね、正直言って私どもは聞くだけなので、非常に見にくいし、理解しにくい。よって、全体の流れを言ってもらっては結構なんですけども、具体的にこの中で、これはこうやという重点的なものに絞り込んでお話をいただいたほうがよかったんやないかなというふうに思いました。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。御意見ということで、はい、承らせていただきます。ほかに何か事務局ありますか、大丈夫ですか。

○事務局（小田室長）

事務局です。御意見ありがとうございます。長々説明させていただいてしまいましたので、そういう印象だなというのは思います。今後はホームページとか「広報さかい」など、周知する場面ではいただいた意見も参考にしながら、分かりやすく景観計画をどうして定めているのかというところも分かりやすく説明していけるように努めようと思います。御意見ありがとうございます。

○中嶋会長

景観計画はかなり内容がたくさんございまして、今の御説明も改定した部分だけに実は絞り込んで御説明いただいたということなんですけれども、全体像をつかむのは、たまにしか審議会がございませんので、なかなか理解できないところもあったかと存じますけれども、そうですね、パワーポイントの資料とかも手元に御用意いただけると、より分かりやすいかなという気はいたしましたので、もしお手間でなければ次回からお願いできればと思います。ほかに御意見等いかがでしょうか。はい、西川委員、お願いします。

○西川委員

御説明ありがとうございます。おっしゃるとおり、少し分かりにくいところがあるのと、あと、この景観計画を誰に対して出しているのか、つまり、対象がちょっとまだ分からないんですが、例えばパワーポイントで図とかで説明を、説明のために図を入れたものとか、こちら、本編に入れたほうが分かりやすいんじゃないかなと。一般市民さん向けにはすごく分かりやすいと思うんですが、例えば、これ事業者向けであると、そこまで必要ないのかなとかを考えながら、そういうことも一応御検討いただければなと思います。あと、景観重要建造物が今1つもないと、意見ありましたけど、この景観重要建造物、「地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの」ということで、地域のシンボリックなものだと思うんです。例えばそれを指定することで何かインセンティブを設けるとかであると、そういった方向に景観、建物の建築の際に誘導していけるのではないかなということを少し感じた次第です。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。今、2点、御質問ございましたけれども、事務局お願いします。

○事務局（小田室長）

事務局です。まず周知に関してですけれども、事業者の方とか、いろいろ違う目線で見るということはあるかと思っておりますので、この後またガイドラインというものをお出ししていく予定でございます。景観重要建造物についてでございますけれども、制度の中でインセンティブというところもございますし、まず最新というか、最近のほかの自治体さんの取組とか指定制度とか、実際どのような運用されているかを、せっかく景観計画を改定しておりますので、検討していきたいと考えております。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございました。まず、ひとまず今回、御審議いただいて最初になるかと思いますが、景観計画の改定という形で、今後これをどういう形で地元住民の皆様に周知していくかということで、1つは具体的にはガイドラインというのがこれまでもあったものですが、ガイドラインをつくられるということと、あと概要版とかつくられるんですか。概要版もつくられるということですね。ですので、今、御審議いただいている、この別冊というのが大本の計画書ということになりまして、より分かりやすいというか、エッセンスをまとめた概要版と、それと、プラス、事業者さんとかに具体的な内容が伝わる、レギュレーション、規定とか基準とかが分かるような、そういうガイドラインというのがつくられて、そういう形でブレイクダウンというか、皆様に周知していくということになります。この周知に関しては、今後の課題になりますので、委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴できれば、この場でお願いできればというふうに思っています。あと、景観重要については他市の事例もということで、幾つかの市町村で関わらせていただいているんですが、補助金とか、そういう修理の補助金とかとセットでされているところとかもありまして、それ以前に例えば公共の建物とか、もう既に何らかの文化財登録みたいな形になってるものからということもあるかと思いますが、今後も皆さんから御意見いただきながら、意見でもたくさん視点がが増えていけばというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに御意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。これ、事業者に向けたところもあると思うんですが、特に環濠北部地区においてのところ、景観を重要視していると思うんですが、例えば市で、当方の市民の方からの相談というか、意見があったんですけど、市でつけてる防護柵ですね、これ、当局さんにも軽く言ってるんですけど、防護柵とその景観が合わないといいますかね、例えばアルミの防護柵と環濠北部地区の景観が合わないといいますか、そういう意見もあるので、この景観計画の中に具体的にそれがじゃあどう書いてあるのかというのは、書いてないかもしれないですけど、ここも考慮して今後取り組んでいただきたいなと思いますので、それについての考えがあったらまた御意見言っていただきたい。どうでしょうか。

○中嶋会長

事務局、お願いいたします。

○事務局（小田室長）

事務局です。委員のほうから事前説明の際にもそのような意見をいただいてまして、確かに写真で見てもちょっとそぐわないかなというところもあるかと思っています。令和5年に堺都心未来創造ビジョンというものを策定しておりまして、環濠エリアについては方向性というものも明記しておりますので、それに沿った動きとなるように関係所管と連携しながら改善でき

るところ、ちょっと改善できないところというのものもあるかと思いますが、連携しながら取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

○中嶋会長

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。はい、倉方委員、お願いいたします。

○倉方副会長

倉方です。御説明ありがとうございました。すごく、特に堺環濠都市地域に関してはかなり記述が詳しくなっていて、しかも何か滞留空間を創出してみたらどうですかとか、もともとの漆喰とか、ああいう中でいうと、調和するようなものを工夫してみましようとか、何か規制するということを超えて、やっぱりいいアイデアというのを促していくような表現に満ちていて、そこがすごくいいなと思ったんですね。で、堺市の景観賞を担当させていただいて、すごくいい賞だと思いました。やっぱり当然いい景観にするということと、もちろん規制をするというか、ノーと言うことが大事ですけども、一方で肯定するというか、奨励するというか、イエスと言う、そのやっぱり両方があって、初めていろんなものがよく誘導されていくというふうに思います。これはですから、中の記述の話ではないんですけども、こういったものを実践に移していったときに、やっぱりこういうふうになんかやってみようとか、ああ、ここまで実は滞留空間を考えてるから私有地がうまく提供される、これ、多分公開空地の扱いとか、景観だけの規制というか、奨励ではない部分も含むと思うんですけども、景観賞のほうがちよっとやっぱり自薦とか、そういうもので応募されていて、それがあまりバックグラウンドが分からない、正直ちよっと審査する側として結構少ない情報で判断してしまうところがあります。ですから、ちよっとこれはどういうルートかというのはあれですけども、景観の審議とか、公開空地なども含めた、そういうやり取りの中で、すごくこの事業者さんはよくやってくれたなとか、できたものを見ると、やっぱり、ああ、こういう解決があるのかとか、何かその実際に御担当されたり関わった方から何か推薦が行くようなシステムがあると、その景観賞というのが、さっきのその後押しする、イエスと言う、あるいはこれが模範ですよ、こういうことも考えてますよという、次の取組する方にもいい模範になっていくと思うので、ぜひこれだけ詳しく、それから希望に満ちた内容ですので、ぜひちよっとうまく奨励する、お金をすぐ何か出すというのは難しいと思いますが、奨励するというのは言ってみれば、そんなにお金がかかることじゃないので、ちよっと景観賞とうまく連動させていく形で実行性を上げていくということをちよっと将来的に検討していただくといいんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

○中嶋会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（小田室長）

事務局です。御意見ありがとうございます。景観賞もせっかくやっておりますので、今、委

員からいただいた意見を参考にしながら、より効果的なものになるように考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○中嶋会長

ありがとうございます。景観賞も、今、建物を中心とされてますけれども、私、京都市のほうの副委員長もやってるんですけども、京都市では活動も賞に入れてまして、毎年なかなか景観賞に値する建物が出てくるわけではないので、今年は建物、今年は活動、今年は広告とかいう形で回す形で3年に1回とか、そのぐらいでしたらいろんなものが集結されていますし、よりその政策と連動した形で賞が出していけるようになるのかなというふうに思います。堺市さん、いろいろ素材がありますので、御検討いただければと思います。こうした、今、倉方さんからおっしゃったような、これからどうやっていったらこの堺のこの景観計画がうまく動いていくのか、運用できていくのかという、そういうアイデア等もございましたら、この席でいろいろ頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

花田委員、お願いいたします。

○花田委員

ありがとうございました。今、この計画をこれからどうやっていくかといった、いうお話になってまいりました。私、実は昨年まで大阪産業大学というところにおりまして、大東市という町にございます。それで、そこで市営住宅の建て替えを機に物すごくにぎわいを生んで、魅力ある空間というのをつくった例がございます。多分御存知の方もいらっしゃると思いますけれども、morinek iプロジェクトといいまして、官民連携ということも1つありますし、それから、市営住宅をもうその借り上げの公営住宅にしてしまっ、それまでは旧外環という道に面して、本当に普通の市営住宅ですね、エレベーターをつけなくていい、ぎりぎりの4階とか5階の四角い建物が、ばんとこっちにあって、で、向こう側に公園があったという話なんです、ほとんどの方は気がつかない。それを建て替えを機に、2階あるいは3階建てのとてもすてきな棟を幾つか設置すると。そのほかの部分はいきれいな公園にして、それからノースオブジェクトという会社に入っていて、北欧をイメージしたお店とかカフェとか、そういうものを、施設を入れていくということで、いつ行っても、例えば生徒さんとか、それから児童さんとか、それから親子連れさんとか、そういう方が平日、土日問わずいろんな方が集まってにぎわっているというところです。それで、たしか国土交通大臣賞とかグッドデザイン賞を2年ぐらい前に受賞していると思うんですけども、このmorinek iという名前が、mor iが、すぐ横の飯盛山という山がありまして、その森で、nek iというのがこの地域の方のお年寄りが使っている、その縁側みたいな、内と外が交流するような、そういうところでその名前をつけたというふうにお聞きしています。ぜひパブコメの最初に「新金岡地域の古い団地のまちなみは」というところがありますので、この景観という点でも、もう本当に一変しましたので、ぜひ、こういう正しくにぎわいがある空間づくりということをこれから考え

ながら新金岡地域というところをそのにぎわいのある景観ということを実現していただけたらなと思いました。あとは概要版をつくられるというお話をお聞きしましたが、ぜひこの概要版が子供たちに使えるような、地域の学習ってあると思うんですね、小学校、中学校の中で。で、そういうときに、この景観という観点から堺市というものをもう一回見直す機会、そのガイドブックみたいに何かあると、すごくすてきだなと思いました。子供が住んでる場所ばかりじゃなくて、堺市さんのほかの地域のことも分かるので、ぜひこういうことを意識した概要版をつくっていただけると、堺市さん、すごくデザイン優れてらっしゃるので、SDGsのバッジも含め、とてもそう思いますのでぜひそれをお願いします。ここまでなんですが、実は今日、朝来るときにロビーのところで手拭いの展示というのをやっていました。あれが和晒ということにつながっているというのを、先ほど始まる前に宮川委員とお話ししてて、で、和晒のこともちょっと8ページ辺りに書いてあるんですけれども、委員の皆様も、もしよろしかったらお帰りに御覧いただくと、とても楽しいデザインでした。絵と文字の謎解きみたいなデザイン、例えば「おますさかい」は「お」の下に栴の絵、「さ」の下に貝の絵が描いてあったりとか、すごく面白いので、ぜひ御覧いただけたらと思いますというのは全然関係ない話で申し訳ないですが、以上でございます。

○中嶋会長

はい、ありがとうございます。いろいろなアイデアを頂戴しまして、やっぱり公的住宅の建て替えとかというのはどこの市町でも建て替えとか縮小とか、いろんな問題あるかと思いますが、その際には景観的な観点も入れながら、御紹介いただいたmorinek i、私も伺いましたけども、非常に緑地があって、芝生が広がっていて、コミュニティが生まれそうな低層住宅で、すごくすてきな場所になってございました。あと、またその教育との連携、これはなかなか教育委員会との連携ってなかなかハードルが高いというのは存じ上げてますけれども、景観教育というのも今後あるべきかなというふうに思っております。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。寺地委員、お願いいたします。

○寺地委員

74ページというのは、これは前回にはなくて新規に出てきたんですか。

○事務局（小田室長）

事務局です。今、御指摘いただきました74ページですけれども、新規に入ったわけではなく、前回から。

○寺地委員

前回からあったんですか。

○事務局（小田室長）

はい。

○寺地委員

そうなんですか。ちょっと今見てまして、かなり保全します、保全しますって言い切ってるんですけど、これはこんなに言い切っちゃっていいんですか。

○事務局（小田室長）

事務局です。このページ、景観形成の方針というページになっておりますので、目標を次のように定めますということで書かせていただいておりますとおりで、言い切ってしまうてる、保全という、ちょっと語尾がほとんどそうになってしまってるので目立つのかもしれませんが、あくまでも方針ということで書かせていただいております。

○寺地委員

方針なら、保全を目指しますとかだったら分かるんですけど、保全しますと言い切っちゃうと、何かこの地域にある私の住宅をちょっと高くしたら、いや、これは景観を保全できてないから建て替えをやめてくださいみたいな何かレギュレーションにならないですか。

○事務局（大石主幹）

すみません、事務局です。ここのエリアにつきまして、景観地区もかかっておりまして、古墳ですね、世界遺産に登録の際にバッファゾーンとして指定している地域です。で、御指摘のとおり、その保全しますって言ったときに、戸建て3階駄目なんですかとかいう、お話しあるんですけども、戸建てについても景観地区内で協議してまして、絶対3階が駄目とかいう話ではなくて、ここは高さ規制とか、場所によってはかかってきたりしてますし、景観の協議の中で戸建て住宅についても周辺との調和という観点から協議しておりますので、そういう意味で保全していくということで記載しております。

○寺地委員

この前、富士山が見えにくくなるというのでマンションが全て建て替えというか、滅却するということをしたみたいなのが起きてきているので、何かあったときに、これを捉まえて、何か計画が潰されるみたいな形になる素材にはならないですか。

○事務局（小田室長）

事務局です。今、御心配いただいて、御指摘いただいておりますけれども、今のところはそういうことは心配していないというか、そういう想定でなく、こう書いているというところなんです。景観計画、十数年して改定しているんですけども、必ず10年しないと改定できないというものでもありませんし、時代に即して、この後は改定すべきところはまた見直すという作業もあろうかと思っております。一旦、今のところはこの方針で行かせていただきたいと思いますと思っております。以上です。

○中嶋会長

私ちょっと文化庁の世界遺産の委員もやっております、世界遺産になりますと、そのバッファゾーンに対するレギュレーション、規制ですね、これは非常に厳しく見ます。どれだけの制度で守られているのかということが毎年、国とユネスコとに報告が参りまして、自治体とし

てはやはり厳しい書きぶりをしないと遺産影響評価というのが今すごく厳しく、富士山のこと、先ほど出てきましたけれども、世界中でそういうことが起こってまして、運用をどうするかということはまた別途あるかと思うんですが、やはりその規制としては厳しくかけておかないと、ユネスコから勧告が必ず来るというような、そういう制度になっておりますので、恐らくその辺もあり、この百舌鳥のところをつくられたときには厳しい表記にされたのかなというふうに推測しますが、具体的な事業が上がってきたときはまた個別の議論というか、運用になるかと思うので、ここはもう私としてはこのままでいったほうがよい文言かなという、寺地先生の危惧は重々御理解をするところですが、その辺との兼ね合いを考えると、こういう記述でいったほうがいいのかというふうに考えるところでございます。天野委員、お願いします。

○天野委員

新金岡の団地の建て替え云々書いてあるんですけど、これ私、実はこの委員をやってまして非常によく分かるんですけど、問題はね、ここに書いてるのはあくまでも堺市が主観で考えてる、実態は違うんです。団地そのものが、先ほど御意見ありましたけど、UR、大阪府営、供給公社、堺市営の団地は1軒ありません。したがって、全て堺市以外のところの行政が管轄としては。で、これに対して、今現在いろんな絵を描いてます。絵を描いてるんだけど、なかなか堺市独自でこうしようということができない、非常に難しい。これは西川議員もよく分かっておられると思うんですけどね。そういう意味で、これについてはね、ちょっとこの中で検討するにはちょっと難しいんじゃないかというような気がします。したがって、今、私が申し上げたように、この団地が、団地のリニューアルをするためにどうすべきかというふうなプロジェクトを組んでやってます。で、これは景観とは全く関係ありません。関係ないんですけども、少なくとも出来上がったときには当然景観にまつわっていくわけです。だから、そこにもやっぱり景観の趣旨というのは入れとかなあかんですよ。それがなかなか、今申し上げたように、ほかの行政が管轄してる団地ばかりなので、同じように難しいというところがあり、これは今日、建設も出ておられますので、ひとつ大阪府との調整云々が大きな課題やというふうに思ってますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○中嶋会長

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（小田室長）

ありがとうございます。事務局です。確かに委員おっしゃるように、出来上がったときには景観にということ、あると思います。で、開発の際には景観についての協議ということはしていただいておりますので、その時点で私たち景観計画も策定しておりますし、ふだんのルールに沿った指導といいますか、窓口での協議というのはしていきたいと思っております。以上です。

○中嶋会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。いろいろ御意見ありがとうございました。今日は1号議案をお諮りするということですので、1号議案につきまして御提案のとおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○中嶋会長

ありがとうございました。議第1号について、案のとおり承認されました。その旨、市長に答申させていただきます。ありがとうございました。これをもちまして、本日の案件は終了となりますので、事務局のほうにお返しいたします。

○司会（大石主幹）

中嶋会長、ありがとうございます。本日は長時間にわたりいろいろな御意見いただきましてありがとうございました。最後に、今後のスケジュールについて御報告いたします。本日、御承認いただきましたので、7月31日に都市計画審議会に、この後、諮問を予定しております。その後、8月に景観計画の変更・告示を予定しておりまして、4か月ほどの周知期間を経て、年明けの7年の1月から堺環濠都市地域における中規模建築物の届出制度の運用の開始を予定しております。

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回堺市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以上)